

修正前

修正後

原子力災害対策マニュアル

原子力災害対策マニュアル

平成24年10月19日
 (平成25年9月2日一部改訂)
 (平成26年10月14日一部改訂)
 (平成27年6月19日一部改訂)
 (平成28年12月7日一部改訂)
 (平成29年12月26日一部改訂)

平成24年10月19日
 (平成25年9月2日一部改訂)
 (平成26年10月14日一部改訂)
 (平成27年6月19日一部改訂)
 (平成28年12月7日一部改訂)
 (平成29年12月26日一部改訂)
(平成31年●月●日一部改訂)

原子力防災会議幹事会

原子力防災会議幹事会

本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。

本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。

(略)

(略)

目次

目次

原子力事業所編

原子力事業所編

(略)

(略)

第2 関係省庁における対応要領

第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17	第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17
第3章 施設敷地緊急事態.....	31	第3章 施設敷地緊急事態.....	32
第2節 応急対策業務.....	36	第2節 応急対策業務.....	37
(略)		(略)	
2 職員の非常参集体制の立ち上げ.....	42	2 職員の非常参集.....	42
(略)		(略)	
10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請.....	62	10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請.....	63
11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	62	11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	63
第4章 全面緊急事態.....	64	第4章 全面緊急事態.....	65
第2節 応急対策業務.....	78	第2節 応急対策業務.....	79
(略)		(略)	
2 原災本部及び現地本部の設置.....	81	2 原災本部及び原災現地本部の設置.....	82
(略)		(略)	
14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	108	14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	109
(追加)		15 安定ヨウ素剤の予防服用.....	118
15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	117	16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	120
16 緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....	118	17 緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....	121
17 被ばく医療活動.....	120	18 原子力災害医療活動.....	123
18 健康調査・管理.....	125	19 健康調査・管理.....	126
19 警戒区域等への一時立入り等.....	127	20 警戒区域等への一時立入り等.....	128
20 緊急物資の調達・供給等.....	130	21 緊急物資の調達・供給等.....	131
21 飲食物の出荷制限・摂取制限.....	132	22 飲食物の出荷制限・摂取制限.....	133
22 放射性物質による環境の汚染への対処.....	135	23 放射性物質による環境の汚染への対処.....	136
23 経済・産業等への対応等.....	136	24 経済・産業等への対応等.....	137
24 原子力被災者の避難・受入先の確保.....	137	25 原子力被災者の避難・受入先の確保.....	138
25 広報・情報発信活動.....	138	26 広報・情報発信活動.....	139
26 海外等からの支援受入れ.....	146	27 海外等からの支援受入れ.....	147
27 行政文書の作成等、記録の保存.....	149	28 行政文書の作成等、記録の保存.....	150
第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	156	第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	157

第2章 要員配置..... 182	第2章 要員配置..... 183
第3章 外部専門家要員..... 232	第3章 外部専門家要員..... 238
(略)	(略)
4 緊急被ばく医療に係る医療チーム..... 232	4 原子力災害医療に係る専門家..... 243
第4章 その他..... 238	第4章 その他..... 244
第1 原子力災害対策の主な枠組み	第1 原子力災害対策の主な枠組み
(略)	(略)
今般の事故の教訓として、初動対応の官邸一元化による迅速な意思決定が極めて重要であることが判明した。このため、内閣総理大臣や委員会委員長をはじめ原災本部の幹部による官邸での意思決定を支える原災本部事務局の体制強化を図ることとした。具体的には、原災本部事務局の主力たる内閣府政策統括官(原子力防災担当)、規制庁長官及び主要機能班長(プラント、住民安全等)は官邸に参集し、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)はこれら官邸の原災本部事務局をバックアップする体制を万全にする等の観点から大幅な修正を加えることとした。	今般の事故の教訓として、初動対応の官邸一元化による迅速な意思決定が極めて重要であることが判明した。このため、内閣総理大臣や委員会委員長をはじめ原災本部の幹部による官邸での意思決定を支える原災本部事務局の体制強化を図ることとした。具体的には、原災本部事務局の主力幹部及び機能班(プラント、住民安全等)は官邸に参集し、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)はこれら官邸の原災本部事務局をバックアップする体制を万全にする等の観点から大幅な修正を加えることとした。
また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部(以下「現地本部」という。)、PAZ内の地方公共団体(PAZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。)及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の地方公共団体(UPZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。)(以下PAZ内の地方公共団体とUPZ内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。)を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。	また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部(以下「原災現地本部」という。)、PAZ内の地方公共団体(PAZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。)及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の地方公共団体(UPZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。)(以下PAZ内の地方公共団体とUPZ内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。)を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。
(略)	(略)
第2 関係省庁における対応要領	第2 関係省庁における対応要領
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等	第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等
(略)	(略)

第1章 情報収集事態

情報収集事態とは、原子力事業所の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

・原子力事業所所在市町村※1及びその周辺※2における、震度5弱又は5強の地震の発生

・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合
※1：人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。

※2：所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

(略)

オンサイト総括は、情報収集事態が発生した場合、ERCに参集し全体の指揮を執る。

(新規)

(2) 官邸

合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。

また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官及び内閣府

第1章 情報収集事態

情報収集事態とは、原子力事業所の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

・原子力事業所所在市町村¹及びその周辺²における、震度5弱又は5強の地震の発生

・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合

(脚注) _____

1 人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。

2 所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

(略)

オンサイト総括は、情報収集事態が発生した場合、ERCに参集し全体の指揮を執る。

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。

(2) 官邸

合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。

また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官が指定する

政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。

2 現地

（1）オフサイトセンター

内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、情報収集事態が発生した原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）を設置する。

原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

（2）緊急時対策所

（略）

第2節 応急対策業務

1 情報収集・連絡

（略）

2 テレビ会議システムの起動

（略）

3 広報体制の構築

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を受け取ってから30分以内※を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収

職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。

2 現地

（1）オフサイトセンター

内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、情報収集事態が発生した原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）を設置する。

原子力規制事務所（当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

（2）緊急時対策所

（略）

第2節 応急対策業務

1 情報収集・連絡

（略）

2 テレビ会議システムの起動

（略）

3 広報体制の構築

合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を受け取ってから30分以内³を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

※地震による情報収集事態の場合の標準であり、その他の場合については、状況によりオンサイト総括が判断するものとする。

第3節 体制の移行

1 情報収集事態が解消した場合
(略)

第2章 警戒事態

(略)

なお、対象事象の詳細は、原子力災害対策指針の定めに従う。

注1 警戒事態と認める自然災害

①原子力事業所所在市町村※1及びその周辺※2において、震度6弱以上の地震が発生した場合

②原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合

③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合

※1：人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。

※2：所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。

注2 委員会が判断する警戒事態

(略)

(脚注) _____

3 地震による情報収集事態の場合の標準であり、その他の場合については、状況によりオンサイト総括が判断するものとする。

第3節 体制の移行

1 情報収集事態が解消した場合
(略)

第2章 警戒事態

(略)

なお、対象事象の詳細は、原子力災害対策指針の定めに従う。

【警戒事態と認める自然災害】

①原子力事業所所在市町村⁴及びその周辺⁵において、震度6弱以上の地震が発生した場合

②原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合

③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合

【委員会が判断する警戒事態】

(略)

(脚注) _____

4 人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同

<p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>(略)</p> <p>ERCにおいては、規制庁長官（又は代理の職員）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）（又は代理の職員）が参集し指揮をする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 官邸</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房（事態）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p> <p>また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（現地本部長：原子力規制事務所 <u>（当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）</u> 副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を</p>	<p><u>等の扱いとする。</u></p> <p>5 <u>所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。</u></p> <hr/> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>(略)</p> <p>ERCにおいては、規制庁長官（又は代理の職員）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）（又は代理の職員）が参集し指揮をする。</p> <p><u>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。</u></p> <p>(2) 官邸</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房（事態）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p> <p>また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官が<u>指定する職員</u>及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（現地本部長：原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を</p>
--	---

講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）への進展に備え、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらが対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

（２）緊急時モニタリングセンター

規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁放射線環境対策室長）を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁放射線環境対策室長をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

（３）原子力施設事態即応センター

（略）

（４）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

（５）原子力事業所災害対策支援拠点

（略）

第２節 応急対策業務

１ 情報収集・連絡

（略）

講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）への進展に備え、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらが対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官が指定した職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

（２）緊急時モニタリングセンター

規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁長官官房監視情報課放射線環境対策室長（以下「規制庁放射線環境対策室長」という。））を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁放射線環境対策室長をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

（３）原子力施設事態即応センター

（略）

（４）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

（５）原子力事業所災害対策支援拠点

（略）

第２節 応急対策業務

１ 情報収集・連絡

（略）

<p>2 派遣準備の要請 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリングの準備 規制庁は、緊急時モニタリングに向けた準備を開始する。 規制庁は、上席放射線防災専門官に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。 (略)</p> <p>4 テレビ会議システムの起動 (略)</p> <p>5 広報体制の構築 <u>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。</u>事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情報共有する。 (略)</p> <p>6 PAZ内、UPZ外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 (略)</p> <p>第3節 体制の移行 (略)</p>	<p>2 派遣準備の要請 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリングの準備 規制庁は、緊急時モニタリングに向けた準備を開始する。 規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。 (略)</p> <p>4 テレビ会議システムの起動 (略)</p> <p>5 広報体制の構築 事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情報共有する。 (略)</p> <p>6 PAZ内、UPZ外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 (略)</p> <p>第3節 体制の移行 (略)</p>
--	--

第3章 施設敷地緊急事態

(略)

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等）を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

(略)

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

(略)

※施設敷地緊急事態と自然災害が複合して発生した場合、当該自然災害に対して、非対本部等が設置されている、又はされた場合（以下「大規模複合災害時」という。）には、非対本部等と事故対策本部の合同会議を開催するものとする。

②関係省庁事故対策連絡会議

(略)

※施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整を行う必要がある場合は、内閣府（原子力防災担当）が主催する関係省庁事故対策連絡会議（課長級）において関係省庁間の連絡調整等を行う。

(2) 官邸

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当））が対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等に官邸に参集するよう要

第3章 施設敷地緊急事態

(略)

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等）を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。(略)

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

(略)

○施設敷地緊急事態と自然災害が複合して発生した場合、当該自然災害に対して、非対本部等が設置されている、又はされた場合（以下「大規模複合災害時」という。）には、非対本部等と事故対策本部の合同会議を開催するものとする。

②関係省庁事故対策連絡会議

(略)

○施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整を行う必要がある場合は、内閣府（原子力防災担当）が主催する関係省庁事故対策連絡会議（課長級）において関係省庁間の連絡調整等を行う。

(2) 官邸

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当））が対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等に官邸に参集するよう要

請する。また、全面緊急事態の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府（原子力防災担当）は原災本部設置のための準備を行う。

（略）

（３）緊急災害対策本部又は非常災害対策本部

（略）なお、大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に業務を行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない（第4章 全面緊急事態参照）。

2 現地

（１）オフサイトセンター

事故対策本部は、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。

また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を立ち上げるとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。

また、規制庁は、上席放射線防災専門官に指示し連携した緊急時モニタリング

請する。また、全面緊急事態の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府（原子力防災担当）は、閣議請議書の起案を始めとする原災本部設置のための準備を開始する（第4章 全面緊急事態 2 原災本部及び原災現地本部の設置参照）。

（略）

（３）緊急災害対策本部又は非常災害対策本部

（略）なお、大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に業務を行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない（第4章 全面緊急事態参照）。

2 現地

（１）オフサイトセンター

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官が指定した職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。

また、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置するとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。

また、規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し連携した緊急時モニタリ

を実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

(略)

(2) 緊急時モニタリングセンター

(略)

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁放射線環境対策室長

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官及びP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行)

(略)

関係指定公共機関 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)

(略)

(3) 原子力施設事態即応センター

(略)

(4) 緊急時対策所

規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した原子力運転検査官を、緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣する(情報収集事態及び警戒事態の際と同様)。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

(略)

(6) 緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部

(略)

第2節 応急対策業務

(略)

1 情報収集・連絡

(略)

(参考)

ングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

(略)

(2) 緊急時モニタリングセンター

(略)

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁放射線環境対策室長

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行)

(略)

関係指定公共機関 (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

(略)

(3) 原子力施設事態即応センター

(略)

(4) 緊急時対策所

規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した原子力保安検査官を、緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣する(情報収集事態及び警戒事態の際と同様)。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

(略)

(6) 緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部

(略)

第2節 応急対策業務

(略)

1 情報収集・連絡

(略)

(参考)

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例	施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例
<p>(略)</p> <p>2 関係機関の活動に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(4) 国による支援体制</p> <p>(略)</p> <p>③被ばく医療に係る医療チームの現地派遣の準備状況〔規制庁、関係省庁〕</p> <p>(略)</p> <p>(6) 人的被害の状況</p> <p>① (略)</p> <p>②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院〔消防庁、規制庁、内閣府〕</p> <p>(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備〔内閣府〕</p> <p>①施設敷地緊急事態要避難者の避難実施状況</p> <p>②避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況</p> <p>③避難場所の準備状況</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 医療体制の準備</p> <p>①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔関係省庁〕</p> <p>②被ばく医療に係る医療チームの派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕</p> <p>③安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）〔内閣府〕</p> <p>(略)</p> <p>2 職員の非常参集体制の立ち上げ</p>	<p>(略)</p> <p>2 関係機関の活動に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(4) 国による支援体制</p> <p>(略)</p> <p>③原子力災害医療派遣チームの現地派遣の準備状況〔規制庁、関係省庁〕</p> <p>(略)</p> <p>(6) 人的被害等の状況</p> <p>① (略)</p> <p>②放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の数、被ばく傷病者等の汚染・被ばくの程度、傷病の状態及び原子力災害拠点病院等の被災状況の確認〔消防庁、規制庁、内閣府〕</p> <p>(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備〔内閣府〕</p> <p>①施設敷地緊急事態要避難者の避難実施状況</p> <p>②避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況</p> <p>③避難場所の準備状況</p> <p>④安定ヨウ素剤の準備状況（配布準備の状況等）</p> <p>(略)</p> <p>(9) 医療体制の準備</p> <p>①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔関係省庁〕</p> <p>②原子力災害医療派遣チームの派遣調整、原子力災害拠点病院等の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕</p> <p>(略)</p> <p>2 職員の非常参集</p>

(略)

原子力規制事務所、関係地方公共団体、関係指定公共機関、原子力事業者等は、全面緊急事態への進展に備え、オフサイトセンターの立上げのため、あらかじめ定めるところにより関係職員を参集させ、災害対応上必要なシステム、資機材等を使用可能な状態にする等の所要の準備を実施する。

なお、事故現地対策本部が、現地要員の到着前、災害の影響等の事由により十分機能できない場合には、事故対策本部がバックアップを行う。

3 国の職員及び専門家の緊急派遣

(略)

(3)

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。(略)

現地までの移動及び輸送支援

・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対し、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等、規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。

(略)

(様式)

〇〇〇〇（警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛相統合幕僚監部総括官）殿

内閣府政策統括官

(略)

原子力規制事務所、関係地方公共団体、関係指定公共機関、原子力事業者等は、全面緊急事態への進展に備え、オフサイトセンターの立上げのため、あらかじめ定めるところにより関係職員を参集させ、災害対応上必要なシステム、資機材等を使用可能な状態にする等の所要の準備を実施する。

なお、事故現地対策本部が、現地要員の到着前、災害の影響等の事由により十分機能できない場合には、事故対策本部が支援する。

3 国の職員及び専門家の緊急派遣

(略)

(3)

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、発災時における公共交通機関と緊急輸送関係省庁の輸送能力を踏まえ、最適な輸送経路及び輸送手段を総合的に検討し、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。(略)

現地までの移動及び輸送支援

・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対し、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等、規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。

(略)

(様式)

〇〇〇〇（警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛相統合幕僚監部総括官）殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

(原子力防災担当)
原子力規制庁長官

(略)

4 通信ネットワークの確認

(略)

5 官邸対策室及び緊急参集チーム等

(略)

6 広報活動

(1)

(略)

(2)

①官邸広報担当

・官邸対策室、内閣広報室と連携して、ERC、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所との連絡体制の確立、業務スペースの準備、班体制の整備、ERCを始めとした各対策拠点からの情報収集活動を行う。

(略)

②ERC 広報担当

(略)

・官邸、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。

(略)

③～⑤ (略)

7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

○官邸プラント担当

(略)

4 通信ネットワークの確認

(略)

5 官邸対策室及び緊急参集チーム等

(略)

6 広報活動

(1)

(略)

(2)

①官邸広報担当

・官邸対策室、内閣広報室と連携して、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所との連絡体制の確立、業務スペースの準備、班体制の整備、ERCを始めとした各対策拠点からの情報収集活動を行う。

(略)

②ERC 広報担当

(略)

・官邸、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。

(略)

③～⑤ (略)

7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

(1) 官邸プラント担当

<p>ERCプラント担当が整理・分析した情報を官邸に所在する事故対策本部幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p><u>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</u> (略)</p> <p><u>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、ERCプラント担当に、原子力事業者等から得られた情報やERS S (プラントパラメータがERS Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合) を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 ・ERCプラント担当が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)を官邸内に共有するとともに、その情報を基に、<u>ERC、オンサイト総括等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。</u> ・ERCプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸に所在する事故対策本部幹部、<u>原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する(必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。)</u>。 <p><u>(3) 原子力事業者に対する命令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行う<u>こととし、官邸プラント担当はその事務を担当する。</u>また、必要に応じ、ERCプラント担当に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。 ・命令に際し、<u>原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。</u> ・原子力事業者への命令内容を<u>原子力施設事態即応センターに伝えるとともに、官邸に所在する事故対策本部幹部、ERCプラント担当、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。</u> 	<p>ERCプラント担当が整理・分析した情報を官邸に所在する事故対策本部幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p>ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有 (略)</p> <p>イ 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、ERCプラント担当に、原子力事業者等から得られた情報やERS S (プラントパラメータがERS Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合) を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 ・ERCプラント担当が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)を官邸内に共有するとともに、その情報を基に、<u>オンサイト総括、ERCプラント班等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。</u> ・ERCプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸に所在する事故対策本部幹部、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する(必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。) <p>ウ 原子力事業者に対する命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行う<u>ことができ、官邸プラント担当は、必要に応じ、ERCプラント担当に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。</u> ・原子力事業者への命令内容を官邸に所在する事故対策本部幹部、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。
--	---

○ERCプラント担当

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERSS等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸プラント担当、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びERC内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

（1）原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

・原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERSS等から収集した情報を、ERCプラント担当内に共有する。また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。

（2）原子力施設の状況分析及び共有

・ERCプラント担当は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸プラント担当、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター及びERC内に情報を提供する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

・上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ、専門家を招聘し、技術的助言を求める。

（3）原子力事業者に対する命令

・ERCプラント担当は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸プラント担当の指示に基づき、原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案文の作成や情報収集等の事務手続

（2）ERCプラント担当

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERSS等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸プラント担当、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びERC内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

・原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERSS等から収集した情報を、官邸プラント担当、現地プラントチーム、ERCプラント担当内に共有する。また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。

イ 原子力施設の状況分析及び共有

・ERCプラント担当は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸プラント担当、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及びERC内に情報を提供する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

・上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ、専門家を招聘し、技術的助言を求める。

ウ 原子力事業者に対する命令

・ERCプラント担当は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸プラント担当の指示も踏まえ、原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案文の作成や情報収集等の事務手続

を行う。

○オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸プラント担当、ERCプラント担当から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

○原子力施設事態即応センター

(1) 原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、ERCプラント担当及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による施設敷地緊急事態の収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織(原子力レスキュー)の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを助言する。

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸及びERCプラント担当、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点(立ち上がっている場合)及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸に所在する事故対策本部幹部に対して、説明を行う。

(2) 原子力事業者に対する命令等

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、官邸及びERCプラント担当が作成した原子炉等規制法に基づく命令案の必要性・内容について検討し、官邸及びERCプラント担当に意見を述べる。当該命令について、委員会での承認が得られた後、原子力事業者に対して伝達する。

・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制

を行う。

・命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。

・原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時対策所及びERC内に共有する。

(3) オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸プラント担当、ERCプラント担当から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

(4) 原子力施設事態即応センター

ア 原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、ERCプラント担当及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による施設敷地緊急事態の収束活動の実施状況、原子力緊急事態支援組織の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、必要に応じ原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを助言する。

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸及びERCプラント担当、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点(立ち上がっている場合)及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。

イ 原子力事業者に対する命令等

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、ERCプラント担当の求めに応じ、ERCプラント担当が作成した原子炉等規制法に基づく命令案の必要性・内容について検討し、ERCプラント担当に意見を述べる。当該命令について、委員会での承認が得られた後、原子力事業者に対して伝達する。

・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制

<p>庁職員が、ERCプラント担当と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、上記の指導・助言に基づいて、原子力事業者の対応状況を確認する。 <p><u>(3) 不測の事態への対応</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、<u>事故対策本部（ERC）</u>にて事故収束活動を行う。</p> <p><u>(4) 応援体制の確立</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(1) 緊急時モニタリング実施体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係指定公共機関（<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>） <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>(略) ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p>	<p>庁職員が、ERCプラント担当と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、上記の指導・助言に基づいて、原子力事業者の対応状況を確認する。 <p><u>ウ 不測の事態への対応</u></p> <p>・規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、<u>ERC</u>にて事故収束活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、<u>通信障害等によりERCプラント担当が原子力事業者から情報が得られない場合、ERCプラント担当に代わり情報を収集するとともに事故収束のための対応策を検討する。</u> <p><u>エ 応援体制の確立</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、<u>ERCプラント担当と連携し、</u>原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(1) 緊急時モニタリング実施体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係指定公共機関（<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>） <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>(略) ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。<u>現地放射線担当は、緊急時モニタリングセンターから緊急時モニタリング実施計画の送付を受け、現地各機能担当と共有する。</u></p>
--	--

<p>②緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>③モニタリングデータの集約、評価及び公表 E R C放射線担当は、緊急時モニタリングの結果等を取りまとめて評価し、その結果を官邸放射線担当及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。(略)</p> <p>その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。(略)</p> <p>④外国政府等へのモニタリング情報の提供</p> <p>9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態用避難者の避難及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 (1) 施設敷地緊急事態用避難者の避難実施要請等 事故対策本部は、P A Z内の地方公共団体に対し被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態用避難者の避難の実施を要請する。<u>(様式-2)</u> (略) 特に避難に際しての注意点(避難に必要な持参物、避難場所の位置等)を、住民に伝えるように要請する。その際、対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報等)を伝達する。 なお、住民避難については、航空機による搬送など関係地方公共団体で対応困難な場合の対応について、関係機関と事前に協議する。 (略) (2) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有 (略)</p>	<p>②緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>③モニタリングデータの集約、評価及び公表 E R C放射線担当は、緊急時モニタリングの結果等を取りまとめて評価し、その結果を官邸放射線担当、<u>現地放射線担当</u>及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。 <u>現地放射線担当は、E R C放射線担当が取りまとめた結果を、現地各機能担当と共有する。</u></p> <p>その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。(略)</p> <p>④外国政府等へのモニタリング情報の提供</p> <p>9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態用避難者の避難及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 (1) 施設敷地緊急事態用避難者の避難実施要請等<u>(様式-2)</u> 事故対策本部は、P A Z内の地方公共団体に対し被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態用避難者の避難の実施を要請する。 (略) 特に避難に際しての注意点(避難に必要な持参物、避難場所の位置等)を、住民に伝えるように要請する。その際、対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報等)を伝達する。 なお、住民避難について<u>事故対策本部</u>は、航空機による搬送など関係地方公共団体で対応困難な場合の対応について、関係機関と事前に協議する。 (略) (2) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有 (略)</p>
--	--

<p>10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請 (略)</p> <p>11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 (略)</p> <p>第3節 体制の移行 (略)</p> <p>第4章 全面緊急事態 全面緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から</u>、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。(略)</p> <p>第1節 組織 【フェーズ1：初動対応】 1 中央 (1) 原子力災害対策本部 (略) ○ 構成：本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）、委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災担当） <u>(※1)</u>、必要に応じて原子力利用省庁大臣<u>(※2)</u> (略) ○ 機能：原子力災害対応の総合調整を行う。 ※1 大規模複合災害時に、非対本部等との連携の観点から任命する。</p>	<p>10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請 (略)</p> <p>11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 (略)</p> <p>第3節 体制の移行 (略)</p> <p>第4章 全面緊急事態 全面緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため</u>、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。(略)</p> <p>第1節 組織 【フェーズ1：初動対応】 1 中央 (1) 原子力災害対策本部 (略) ○ 構成：本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）、委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災担当） ⁶、必要に応じて原子力利用省庁大臣⁷ (略) ○ 機能：原子力災害対応の総合調整を行う。</p>
---	--

※2 原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあつては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあつては文部科学省をいう。

原災本部の下に、

①原災本部事務局（官邸チーム及びERCチーム）（以下「官邸チーム」及び「ERCチーム」という。）

②関係局長当会議

を置く。

①原災本部事務局

（i）官邸チーム

（略）

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

（略）

（ii）ERCチーム

（略）

○構成：ERC事務局長：規制庁次長（又は規制庁審議官）

オンサイト総括：規制庁長官官房緊急事態対策監（又は規制庁審議官）

オフサイト総括：規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

（略）

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

※オンサイト総括は、プラント班を中心に、ERC内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総

原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の下に、

①原災本部事務局（官邸チーム及びERCチーム）（以下「官邸チーム」及び「ERCチーム」という。）

②関係局長当会議

を置く。

（脚注） _____

6 大規模複合災害時に、非対本部等との連携の観点から任命する。

7 原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあつては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあつては文部科学省をいう。

①原災本部事務局

（i）官邸チーム

（略）

○構成：官邸チーム事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

（略）

（ii）ERCチーム

（略）

○構成⁸：ERCチーム事務局長：規制庁次長（又は規制庁審議官）

オンサイト総括：規制庁長官官房緊急事態対策監（又は規制庁審議官）

オフサイト総括：規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

（略）

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○オンサイト総括は、プラント班を中心に、ERC内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総

括を行う。

※必要に応じて原子力事業者に参加を求めるものとする。

※大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務所の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務所の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。以下、本省において、E R Cチーム実動対処班の業務・役割としているものについて同じものとする。

（略）

②関係局長等会議

（略）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

（略）

その他、議題によって議長が必要と認めたもの

※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議に出席するものとする。

○機能：各省幹部による総合調整を行う。

<原災本部及び原災本部事務局との関係>

（略）

2 現地

（1）オフサイトセンター

①現地本部

括を行う。

○必要に応じて原子力事業者に参加を求めるものとする。

○大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務所の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務所の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。以下、本省において、E R Cチーム実動対処班の業務・役割としているものについて同じものとする。

（略）

②関係局長等会議

（略）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

（略）

その他、議題によって議長が必要と認めたもの⁸

○機能：各省幹部による総合調整を行う。

（脚注）

8 議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。

<原災本部及び原災本部事務局との関係>

（略）

2 現地

（1）オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

<p>(略)</p> <p>②原子力災害合同対策協議会</p> <p>○設置場所：原則としてオフサイトセンター</p> <p>○構成員：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</p> <p>現地本部長</p> <p>現地本部員その他の職員</p> <p>(略)</p> <p>○機能：原子力災害現地対応に関する現地本部及び地方公共団体等間の総合調整を行う。</p> <p>【フェーズ2：初動対応後】</p> <p>1 中央</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原災本部<原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様></p> <p>(略)</p> <p>①関係局長等会議</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">その他、議題によって議長が必要と認めたもの <u>※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。</u></p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>②原子力災害合同対策協議会</p> <p>○設置場所：原則としてオフサイトセンター</p> <p>○構成員：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</p> <p>原災現地本部長</p> <p>原災現地本部員その他の職員</p> <p>(略)</p> <p>○機能：原子力災害現地対応に関する原災現地本部及び地方公共団体等間の総合調整を行う。</p> <p>【フェーズ2：初動対応後】</p> <p>1 中央</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原災本部<原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様>⁹</p> <p>(略)</p> <p>①関係局長等会議</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">その他、議題によって議長が必要と認めたもの¹⁰</p> <p>(脚注) _____</p> <p>⁹ <u>平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</u></p> <p>¹⁰ <u>議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。</u></p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p>
--	--

③原災本部事務局

(略)

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局機能班：総括班

広報班

国際班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

運営支援班

複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

※大規模複合災害時には、E R C チーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。

④原災本部原子力被災者生活支援チーム

○設置場所：原則としてE R C 又は原子力利用省庁執務室等

※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

(略)

③原災本部事務局

(略)

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局機能班：総括班

運営支援班

広報班

国際班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

○大規模複合災害時には、E R C チーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない。

④原災本部原子力被災者生活支援チーム

○設置場所：原則としてE R C 又は原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

(略)

<p>⑤モニタリング調整会議 (略) ○構成：議長：環境大臣 (略)</p> <p>関係地方公共団体 関係原子力事業者 その他、議長が必要と認めた者 <u>※ただし、政務級については交代等の状況に応じて柔軟に対応する。</u> <u>※関係地方公共団体はテレビ会議により参加する。</u></p> <p>○事務：放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、<u>プレス対応</u>、庶務等を行う。</p> <p>○機能：モニタリングに関する総合調整を行う。 <u>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</u></p> <p>2 現地 (1) <u>現地本部</u></p> <p>○組織の変更等：<u>原子力被災者生活支援チーム</u>の設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</p> <p>①原子力災害合同対策協議会</p> <p>○組織の変更等：<u>原子力被災者生活支援チーム</u>の設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</p>	<p>⑤モニタリング調整会議 (略) ○構成¹¹：議長：環境大臣 (略)</p> <p>関係地方公共団体¹² 関係原子力事業者 その他、議長が必要と認めた者</p> <p>○事務：放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、<u>報道機関対応</u>、庶務等を行う。</p> <p>○機能：モニタリングに関する総合調整を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>(脚注) _____</p> <p><u>11 政務級については交代等の状況に応じて柔軟に対応する。</u> <u>12 関係地方公共団体はテレビ会議により参加する。</u></p> <p>2 現地 (1) <u>オフサイトセンター</u></p> <p>①<u>原災現地本部</u>¹³</p> <p>○組織の変更等：支援チームの設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</p> <p>①原子力災害合同対策協議会</p> <p>○組織の変更等：支援チームの設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</p>
--	---

(2) 緊急時モニタリングセンター<原則としてフェーズ1と同様>

(3) 原子力施設事態即応センター<原則としてフェーズ1と同様>

(4) 緊急時対策所<原則としてフェーズ1と同様>

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点<原則としてフェーズ1と同様>

※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

第2節 応急対策業務

(略)

2 原災本部及び現地本部の設置

(略)

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理

<総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

1.5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

1.6 緊急輸送（バス等避難手段の手配）

<実動対処班、住民安全班、複合災害調整班>

1.7 被ばく医療活動 <医療班>

1.8～2.8 (略)

1 原子力緊急事態宣言の発出

(略)

(2) 原子力施設事態即応センター<原則としてフェーズ1と同様>

(3) 緊急時対策所<原則としてフェーズ1と同様>

(4) 原子力事業所災害対策支援拠点<原則としてフェーズ1と同様>

(脚注)

13 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

第2節 応急対策業務

(略)

2 原災本部及び原災現地本部の設置

(略)

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理

<総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

1.5 安定ヨウ素剤の予防服用 <医療班>

1.6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

1.7 緊急輸送（バス等避難手段の手配）

<実動対処班、住民安全班、複合災害調整班>

1.8 原子力災害医療活動 <医療班>

1.9～2.9 (略)

1 原子力緊急事態宣言の発出

(略)

<p>2 原災本部及び現地本部の設置</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>①規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を通知し、内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議（連絡先：内閣官房（内閣総務官室））の手続（時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う。）を行う。（様式-7、様式-8）</p> <p>④内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び現地本部の設置に係る告示ができるよう必要な手続を行う。（様式-9）</p> <p>(2) 原災本部開催に係る手続等</p> <p>(略)</p> <p>②内閣府（原子力防災担当）は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための決裁手続を行うとともに、同法第17条第14項に基づく現地本部長、現地本部員その他の職員の原災本部長による指名のための決裁手続を行う。（様式-10、様式-11）</p> <p>③内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び現地本部員その他職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ERC総括担当は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、ERC、現地等各拠点施設に参集させる。</p>	<p>2 原災本部及び原災現地本部の設置</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>①規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、<u>内閣府大臣官房総務課を通じて、</u>内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を通知する。内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣官房（内閣総務官室）に提出する。時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う。（様式-7、様式-8）</p> <p>④内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び<u>原災現地本部</u>の設置に係る告示ができるよう、<u>内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する。</u>（様式-9）</p> <p>(2) 原災本部開催に係る手続等</p> <p>(略)</p> <p>②内閣府（原子力防災担当）は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための決裁手続を行うとともに、同法第17条第14項に基づく<u>原災現地本部長、原災現地本部員</u>その他の職員の原災本部長による指名のための決裁手続を行う。（様式-10、様式-11）</p> <p>③内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び<u>原災現地本部員</u>その他職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ERC総括担当は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び<u>原災現地本部機能班</u>の構成員となるべき職員を官邸、ERC、現地等各拠点施設に参集させる。</p>
--	---

<p>(略)</p> <p>3 原災本部会議の開催</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>○原災本部の運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること</p> <p><u>※ただし、原災法第20条第3項の規定により、原災本部長の指示は、委員会</u> <u>がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づ</u> <u>いて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項に</u> <u>ついては、対象としない。</u></p> <p>(2) 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること</p> <p>(略)</p> <p>○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、ERC、現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 関係局長等会議の開催</p>	<p>(略)</p> <p>3 原災本部会議の開催</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>○原災本部の運営等</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること¹⁴</p> <p>(2) 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること</p> <p>(略)</p> <p>○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、ERC、<u>原災現地本部</u>、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p><u>14 ただし、原災法第20条第3項の規定により、原災本部長の指示は、委員会</u> <u>がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原</u> <u>子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対</u> <u>象としない。</u></p> <p>_____</p> <p>4 関係局長等会議の開催</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>5 原災本部長の権限及びその行使の考え方 【フェーズ1：初動対応】 原災本部長の権限の行使に当たっては、原則として書面での対応を行うものとする。緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更 原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号(緊急事態応急対策実施区域)及び第3号(緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項)に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる。(様式-13)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 権限の一部の現地本部長への委任 原災本部長の権限の一部を現地本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-17)、その旨を告示する(様式-18)。</p> <p>6 UPZ外の地方公共団体への協力要請 (略)</p> <p>7 原子力災害合同対策協議会の開催 【フェーズ1：初動対応】 原子力緊急事態宣言があったときは、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に</p>	<p>(略)</p> <p>5 原災本部長の権限及びその行使の考え方 【フェーズ1：初動対応】 原災本部長の権限の行使(【<u>原災法に基づく原災本部長の権限(第20条)に係る主な事項</u>】参照)に当たっては、原則として書面での対応を行うものとする。緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。 <u>【原災法に基づく原災本部長の権限(第20条)に係る主な事項】</u> (略)</p> <p>(4) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更 原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号(緊急事態応急対策実施区域)及び第3号(緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項)に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる。(様式-13)<u>このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をすることができる。(様式-14)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 権限の一部の<u>原災</u>現地本部長への委任 原災本部長の権限の一部を<u>原災</u>現地本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-17)、その旨を告示する(様式-18)。</p> <p>6 UPZ外の地方公共団体への協力要請 (略)</p> <p>7 原子力災害合同対策協議会の開催 【フェーズ1：初動対応】 原子力緊急事態宣言があったときは、<u>原災</u>現地本部及び当該原子力緊急事態宣</p>
--	--

係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。

(1) 全体会議

(略)

○構成員：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

現地本部長

現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

原子力事業者の代表者から権限を委任された者

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者

原子力防災の専門家（学識経験者等）等

○事務：現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

※現地総括班は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県または市町村に対し、原子力災害合同対策協議会への参加の可否について確認し、全体会議に参加できない都道府県または市町村には、全体会議の資料等を送付するなど、連携することとする。

言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、原災現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。

(1) 全体会議

(略)

○構成員：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

原災現地本部長

原災現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

原子力事業者の代表者から権限を委任された者

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者

原子力防災の専門家（学識経験者等）等¹⁵

○事務：原災現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。¹⁶

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

※必要に応じて原子力事業者からの出席を求める。

8 その他事項

【フェーズ1：初動対応】

(1) 代替対策拠点施設の立ち上げ

現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設に現地本部の移転が必要と判断したときは原災本部長に対し、現地本部の移転を上申する。

本部長が現地本部の移転を決定したときは、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け、その旨を公示する。（様式-19）

9 原子力被災者生活支援チームの設置

【フェーズ2：初動対応後】

(1) 設置手続

(略)

(2) 組織体制

(略)

(3) 構成員

(略)

(4) 事務局体制

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了

(脚注)

15 必要に応じて原子力事業者からの出席を求める。

16 現地総括班は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県又は市町村に対し、原子力災害合同対策協議会への参加の可否について確認し、全体会議に参加できない都道府県又は市町村には、全体会議の資料等を送付するなど、連携することとする。

8 その他事項

【フェーズ1：初動対応】

(1) 代替対策拠点施設の立ち上げ

原災現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設に原災現地本部の移転が必要と判断したときは原災本部長に対し、原災現地本部の移転を上申する。

原災本部長が原災現地本部の移転を決定したときは、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け、その旨を告示する。（様式-19）

9 原子力被災者生活支援チームの設置

【フェーズ2：初動対応後】

(1) 設置手続

(略)

(2) 組織体制

(略)

(3) 構成員

(略)

(4) 事務局体制

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了

したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部事務局内に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。

※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原子力被災者生活支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

(5) 参集要請

(略)

(6) 設置場所

原則としてERC又は原子力利用省庁執務室等

※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。

10 プラント情報集約<プラント班>

(規制庁)

【フェーズ1】

○官邸チーム

(略)

(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

(略)

(2) 原子力施設の状況分析及び共有

・必要に応じ、ERCチームプラント班に原子力事業者等から得られた情報及びERS S（プラントパラメータがERS Sに伝送されている原子力施設におい

したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。¹⁷

(5) 参集要請

(略)

(6) 設置場所

原則としてERC又は原子力利用省庁執務室等

(脚注)

17 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

10 プラント情報集約<プラント班>

(規制庁)

【フェーズ1】

(1) 官邸チーム

(略)

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

・必要に応じ、ERCチームプラント班に原子力事業者等から得られた情報及びERS S（プラントパラメータがERS Sに伝送されている原子力施設におい

て全面緊急事態が発生した場合)を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。

- ・ERCチームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)を官邸に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、ERCチームプラント班、規制庁長官が指定する規制庁職員と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。
- ・ERCチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、原子力施設事態即応センター、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する(必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。)

(3) 原子力事業者に対する命令等

- ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うこととし、官邸チームプラント班はその事務を担当する。また、必要に応じ、ERCチームプラント班に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。
- ・命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。
- ・原子力事業者への命令内容を官邸幹部、官邸チーム実動対処班、ERCチームプラント班、オフサイトセンター、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。

【フェーズ1、フェーズ2共通】

○ERCチーム

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERS S等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びERC内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

て全面緊急事態が発生した場合)を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。

- ・ERCチームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)を官邸に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、ERCチームプラント班、原子力施設事態即応センターに派遣された規制庁長官が指定する規制庁職員と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。
- ・ERCチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する(必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。)

ウ 原子力事業者に対する命令等

- ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うことができ、官邸チームプラント班は、必要に応じ、ERCチームプラント班に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。
- ・原子力事業者への命令内容を官邸幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。

【フェーズ1、フェーズ2共通】

(1) ERCチーム

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、ERS S等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びERC内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

<p><u>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</u></p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S等から収集した情報を、ERC内及び大規模複合災害時には非対本部等に共有する。 また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p><u>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、ERCチームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、ERC内各機能班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び大規模複合災害時には非対本部等に情報を提供する。 上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p><u>(3) 原子力事業者に対する命令</u></p> <p>ERCチームプラント班は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸チームプラント班の指示に基づき原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案文の作成や情報収集等の事務手続きを行う。</p> <p><u>(4) 技術的支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ERCチームプラント班は、短期的及び中長期的な分析を行い、緊急事態対策監等を技術的な面から補佐する。 	<p><u>ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</u></p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S等から収集した情報を、<u>官邸チームプラント班、現地プラントチーム、ERC内及び大規模複合災害時には非対本部等に共有する。</u> また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p><u>イ 原子力施設の状況分析及び共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、ERCチームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び大規模複合災害時には非対本部等に情報を提供する。 上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p><u>ウ 原子力事業者に対する命令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ERCチームプラント班は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、<u>官邸チームプラント班の指示を踏まえ原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案文の作成や情報収集等の事務手続きを行う。</u> 命令に際し、<u>原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。</u> <u>原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時対策所及びERC内に共有する。</u> <p><u>エ 技術的支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ERCチームプラント班は、短期的及び中長期的な分析を行い、<u>オンサイト総括を技術的な面から補佐する。</u>
--	---

・ERCチームプラント班は、プラントの状況などの解析などを行い、緊急事態対策監等及び官邸チームプラント班の技術的支援を行う。

○オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チームプラント班及びERCチームプラント班から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

○原子力施設事態即応センター

原子力事業者や緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。

（1）原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、事故対策本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを要請する。

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チーム（フェーズ1に限る。）及びERCチームプラント班、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。

（2）原子力事業者に対する命令等

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、官邸チームプラント班（フェーズ1に限る。）が作成した原子炉等規制法に基づく命令について、委員会での承認が得ら

・ERCチームプラント班は、プラントの状況などの解析などを行い、オンサイト総括及び官邸チームプラント班の技術的支援を行う。

（2）オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チームプラント班及びERCチームプラント班から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

（3）原子力施設事態即応センター

原子力事業者や原子力緊急事態支援組織が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、ERCチームプラント担当と連携し、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。

ア 原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、ERCチームプラント班及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、原子力緊急事態支援組織の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、必要に応じ原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを要請する。

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チーム（フェーズ1に限る。）及びERCチームプラント班、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。

イ 原子力事業者に対する命令等

・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子炉等規制法に基づく命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。

<p>れた後、事業者に対して伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制庁職員が、ERCチームプラント班と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。 <p><u>(3) 不測の事態への対応</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、原災本部事務局（ERC）にて事故収束活動を把握する。</p> <p><u>(4) 緊急事態への備え</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>1 1 オンサイトの事故収束活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 関係機関の間での情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、ERCチームプラント班及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、<u>緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）</u>の参集・活動状況等について情報収集を行う。 ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、ERCチームプラント班、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力事業所災害対策支援拠点及び緊急時対策所と密接に情報共有を行 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制庁職員が、ERCチームプラント班と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。 <p><u>ウ 不測の事態への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、原災本部事務局（ERC）にて事故収束活動を把握する。 ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員は、通信障害等によりERCプラント担当が原子力事業者から情報が得られない場合、ERCチームプラント班に代わり情報を収集するとともに事故収束のための対応策を検討する。</u> <p><u>エ 緊急事態への備え</u></p> <p>規制庁長官が指定する規制庁職員は、<u>ERCチームプラント班と連携し、</u>原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>1 1 オンサイトの事故収束活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 関係機関の間での情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、ERCチームプラント班及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、<u>原子力緊急事態支援組織</u>の参集・活動状況等について情報収集を行う。 ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、ERCチームプラント班、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力事業所災害対策支援拠点<u>（立ち上がっている場合）</u>及び緊急時対
---	---

<p>い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。</p> <p>(2) 原子力事業者への命令等 (略)</p> <p>(3) 実動組織への支援要請に関する原災本部への通報 ・オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。</p> <p>(4) 民間企業への支援要請 ・オンサイト総括は、原子力事業所の状況等に鑑み、必要に応じて原子力事故収束に関する資機材等の調達に関して、ERCチームプラント班に指示し、ERCチームプラント班はERCチーム実動対処班を通じて、必要に応じてプラントメーカーやゼネコン等に協力の要請を行う。なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時応急対策を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）を実施する。緊急時応急対策を目的とした一時立入の際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。</p> <p>【フェーズ2】(略)</p> <p>1 2 実動組織の活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁) (略)</p>	<p>策所と密接に情報共有を行う。</p> <p>(2) 原子力事業者への命令等 (略)</p> <p>(3) 実動組織への支援要請に関する原災本部への通報 ・オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。 <u>・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援について原子力事業者に対する助言及びERCチームプラント班への進言を行う。</u></p> <p>(4) 民間企業への支援要請 ・オンサイト総括は、原子力事業所の状況等に鑑み、必要に応じて原子力事故収束に関する資機材等の調達に関して、ERCチームプラント班に指示し、ERCチームプラント班はERCチーム実動対処班を通じて、必要に応じてプラントメーカーやゼネコン等に協力の要請を行う。なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時応急対策を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）<u>の</u>手続を実施する。緊急時応急対策を目的とした一時立入の際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。</p> <p>【フェーズ2】(略)</p> <p>1 2 実動組織の活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班> (規制庁、関係省庁)¹⁸ (略)</p>
--	--

(3) 緊急事態対策監等は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。

(略)

(6) 官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護対策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、現地本部や原子力事業所災害対策支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や産業医などの医師や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。

(7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、随時、ERCチームプラント班から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小に関する措置をとる。

なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。

※オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施するべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、委員会は連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を随時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に反映する。

(3) オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。

(略)

(6) 官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護対策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、原災現地本部や原子力事業所災害対策支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や産業医などの医師や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。

(7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、随時、ERCチームプラント班から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小に関する措置をとる。

なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。

<p>1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班> 【フェーズ1】</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施業務</p> <p>①①緊急時モニタリング実施計画の改訂</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改訂案に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p> <p>②緊急時モニタリングの実施・支援</p> <p>(略) また、緊急時モニタリングセンターは、必要に応じて、海域モニタリング(空間線量率の測定)を実施する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の調整の下、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で支援を行う。(略)</p> <p>③緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表</p>	<p>(脚注) _____</p> <p>18 <u>オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施するべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、委員会は連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を随時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に反映する。</u></p> <hr/> <p>1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班> 【フェーズ1】</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施業務</p> <p>①緊急時モニタリング実施計画の改訂</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改訂案に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。<u>現地放射線班は、緊急時モニタリングセンターから改訂された緊急時モニタリング実施計画の送付を受け、現地各機能班と共有する。</u></p> <p>②緊急時モニタリングの実施・支援</p> <p>(略) また、緊急時モニタリングセンターは、必要に応じて、海域モニタリングを実施する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の調整の下、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で支援を行う。(略)</p> <p>③緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表</p>
--	---

緊急時モニタリングセンターは、その結果を取りまとめ、不適切な結果がないことを確認し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングの結果を取りまとめて評価し、その結果を官邸チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。(略)

緊急時モニタリングセンターは、その結果を取りまとめ、不適切な結果がないことを確認し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングの結果を取りまとめて評価し、その結果を官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。

現地放射線班は、ERCチーム放射線班が取りまとめた結果を、現地各機能班と共有する。

その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。(略)

【フェーズ2】(略)

【フェーズ2】(略)

【事後対策】

【事後対策】

(1) 環境モニタリング

(1) 環境モニタリング

緊急時モニタリングセンターは、原子炉施設等の状態等を踏まえ、地点、試料の種類、頻度、測定精度等の観点から緊急時モニタリング実施計画の見直しを行う。その際、委員会の了承を得るとともに、必要に応じてモニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画の見直しに関して調整を行う。関係者等はその計画の下、确实かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、規制庁は要請に基づき必要な支援を行う。

支援チーム放射線班は、原子炉施設等の状態等を踏まえ、地点、試料の種類、頻度、測定精度等の観点から緊急時モニタリング実施計画の見直しを行う。その際、委員会の了承を得るとともに、必要に応じてモニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画の見直しに関して調整を行う。関係者等はその計画の下、确实かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、規制庁は要請に基づき必要な支援を行う。

(2) その他
(略)

(2) その他
(略)

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

(内閣府、規制庁等各省庁)

(内閣府、規制庁等各省庁)

【フェーズ1】

【フェーズ1】

(1) 全面緊急事態における地方公共団体への避難等の指示の伝達

原子力緊急事態宣言の発出と同時に、官邸チーム総括班は原子力緊急事態宣言を、官邸チーム住民安全班は全面緊急事態における避難等の指示及び公示を、それぞれERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、これらを都道府県の災害対策本部、PAZ及びUPZ内の地方公共団体並びに現地住民安全班に伝達する(※)。

また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を出発するものとする。現地住民安全班は、PAZ内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、PAZ外の地方公共団体へ、PAZ内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示を伝達したことを連絡する。

(参考：スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」)(再掲)

※なお、必要に応じて現地事故対策本部長より、PAZ及びUPZ内の道府県知事及び市町村長へ伝達。

(2) 全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有

(略) なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(1) 全面緊急事態における地方公共団体への避難等の指示の伝達

原子力緊急事態宣言の発出と同時に、官邸チーム総括班は原子力緊急事態宣言を、官邸チーム住民安全班は全面緊急事態における避難等の指示及び公示を、それぞれERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、これらを都道府県の災害対策本部、PAZ及びUPZ内の地方公共団体並びに現地住民安全班に伝達する。¹⁹

また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を出発するものとする。現地住民安全班は、PAZ内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、PAZ外の地方公共団体へ、PAZ内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示を伝達したことを連絡する。

²⁰

(参考：スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」)(再掲)

(脚注) _____

19 必要に応じて、現地事故対策本部長より、PAZ及びUPZ内の道府県知事及び市町村へ伝達する。

20 オフサイトセンターの被災により現地住民安全班による連絡が困難な場合、都道府県の災害対策本部を通じて調整を行う。

(2) 全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有

(略) なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又はERCチーム複合災害調整班を通じて非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

<p>(3) 一時移転等の防護措置の準備 (略)</p> <p>(4) UPZ内外の地方公共団体のOILに基づく一時移転等の手続 (略)</p> <p>(参考: スキーム図「OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」)</p> <p><u>※オフサイトセンターの被災により現地住民安全班による連絡が困難な場合、都道府県の災害対策本部を通じて調整を行う。</u></p> <p>(5) 全面緊急事態における一時移転等の実施方針の確認及び共有 現地本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した次の項目を含む一時移転等の実施方針について、原子力災害合同対策協議会において確認を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の間で認識の共有を図るものとする。(略)</p> <p>(6) UPZ外の地方公共団体の協力体制 (略)</p> <p>(7) 避難状況の把握 (略)</p> <p>(8) 地方公共団体の避難活動に係る支援 (略)</p> <p>②②輸送手段の確保</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁に輸送の依頼を行う。(緊急輸送を参照)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 警戒区域の設定 (略)</p> <p>・警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法(昭和27年法律第231号)に基づく飛行規制を実施する。</p> <p><u>※なお、警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を</u></p>	<p>(3) 一時移転等の防護措置の準備 (略)</p> <p>(4) UPZ内外の地方公共団体のOILに基づく一時移転等の手続 (略)</p> <p>(参考: スキーム図「OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」)</p> <p>(5) 全面緊急事態における一時移転等の実施方針の確認及び共有 <u>原災</u>現地本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した次の項目を含む一時移転等の実施方針について、原子力災害合同対策協議会において確認を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の間で認識の共有を図るものとする。(略)</p> <p>(6) UPZ外の地方公共団体の協力体制 (略)</p> <p>(7) 避難状況の把握 (略)</p> <p>(8) 地方公共団体の避難活動に係る支援 (略)</p> <p>②輸送手段の確保</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、<u>原災</u>現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁に輸送の依頼を行う(「17 緊急輸送」を参照)。<u>国は、地方公共団体からの緊急輸送の依頼について必要な対応を図る(「17 緊急輸送」を参照)。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 警戒区域の設定 (略)</p> <p>・警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法(昭和27年法律第231号)に基づく飛行規制を実施する。</p> <p>・<u>警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い</u></p>
--	---

行い治安確保等に努める。

【フェーズ2】

(1) 追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）

(略)

[参考：原子炉災害の大規模・長期化への対処事例（東京電力株式会社福島原子力発電所事故の例）]

(略)

- ・放射線量が長期にわたる防護措置のための指標 (※) に達すると推定される場合に、避難行動に1か月程度の尤度を持たせた計画的避難区域を設定した。
- ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない場合に緊急時避難準備区域を設定した。

※長期にわたる防護措置については、東日本大震災の際には、原子力安全委員会の助言に基づきICRP（国際放射線防護委員会）の2007年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド20～100mSv（急性又は年間）の下限である20mSv/年を適用した。

①ERCチームプラント班は原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況を、また支援チーム放射線班は緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果を原災本部へ報告する。支援チーム住民支援班は当該報告を踏まえ避難指示区域等の見直し案を作成し、原災本部長は、原則、原災本部を開催して、当該見直し案に基づき見直しを行う。

②支援チーム住民支援班は、プラント班及び放射線班と協力して、居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする等の生命又は身体に対する危険にさらされるおそれなくなったと判断した場合は、原災本部会議にその旨を報告する。

原災本部は、当該区域の見直し後の居住者等の安全確保（放射線防護や防犯・防災など）を十分考慮し、地方公共団体など関係者との協議の上、速やかに当該区域の見直しを行う。

治安確保等に努める。

【フェーズ2】

(1) 追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）

(略)

[参考：原子炉災害の大規模・長期化への対処事例（東京電力株式会社福島原子力発電所事故の例）]

(略)

- ・放射線量が長期にわたる防護措置のための指標 ²¹に達すると推定される場合に、避難行動に1か月程度の尤度を持たせた計画的避難区域を設定した。
- ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない場合に緊急時避難準備区域を設定した。

①ERCチームプラント班は原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況を、また支援チーム放射線班は緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果を原災本部へ報告する。支援チーム住民支援班は当該報告を踏まえ避難指示区域等の見直し案を作成し、原災本部長は、原則、原災本部会議を開催して、当該見直し案に基づき見直しを行う。

②支援チーム住民支援班は、プラント班及び放射線班と協力して、居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする等の生命又は身体に対する危険にさらされるおそれなくなったと判断した場合は、原災本部にその旨を報告する。

原災本部は、当該区域の見直し後の居住者等の安全確保（放射線防護や防犯・防災など）を十分考慮し、地方公共団体など関係者との協議の上、速やかに当該区域の見直しを行う。

(略)

(新規 (注: 旧「17」からの記載箇所移動))

1.5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

オフサイトで活動する防災業務関係者(実動組織を含む。)のうちPAZで活動する者は、安定ヨウ素剤の服用が必要である。防護服やマスク等については、放射性物質の放出までの間は着用する必要はない(※)が、放射性物質の外部へ

(略)

(脚注)

21 長期にわたる防護措置については、東日本大震災の際には、原子力安全委員会の助言に基づきICRP(国際放射線防護委員会)の2007年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド20~100mSv(急性又は年間)の下限である20mSv/年を適用した。

1.5 安定ヨウ素剤の予防服用

官邸チーム医療班は、官邸チーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、原災本部長及び委員会委員長に上申し、指示内容を決定する。

具体的にはPAZ内の地方公共団体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

PAZ外の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に

応じて、避難及び一時移転と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。(様式-5)。

関係地方公共団体の長は、上記指示に従い、又は独自の判断により、服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

また、官邸チーム医療班は、官邸チーム広報班を通じ、プレスへ指示内容の伝達を要請する。

1.6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

オフサイトで活動する防災業務関係者(実動組織を含む。)のうちPAZで活動する者は、安定ヨウ素剤の服用が必要である。防護服やマスク等については、放射性物質の放出までの間は着用する必要はない²²が、放射性物質の外部への放

の放出に至った場合には着用するとともに、線量計による線量管理等が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護措置に関する更なる助言等については、必要に応じ原子力災害対策本部が状況等を勘案し行うこととする。

※ただし、防護服の着用が必要になった際に速やかに着用ができない現場においては、あらかじめ着用するとともに、マスクや線量計等を携行することとする。

1.6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班、複合災害調整班>

（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）

【フェーズ1】

（1）緊急輸送の手配主体

（略）

（2）手段の手配体制

（略）

（3）放射線防護に係る対処

ERCチーム住民安全班は、ERCチーム実動対処班に配車計画と併せて、必要に応じて規制庁、関係指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）等から派遣された専門家の助言を踏まえ、緊急輸送における放射線防護上必要な情報提供を行う。

現地実動対処班は、地域防災計画等に基づき関係地方公共団体が輸送の中継ポイントを開設することを支援するとともに、国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する際に提供した現地及び輸送経路上における放射線防護上必要な情報に変更が生じた場合は、当該ポイントに集結したバス等の運転者に対し、安全な

出に至った場合には着用するとともに、線量計による線量管理等が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護措置に関する更なる助言等については、必要に応じ原子力災害対策本部が状況等を勘案し行うこととする。

（脚注）
22 防護服の着用が必要になった際に速やかに着用ができない現場においては、あらかじめ着用するとともに、マスクや線量計等を携行することとする。

1.7 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班、複合災害調整班>

（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）

【フェーズ1】

（1）緊急輸送の手配主体

（略）

（2）手段の手配体制

（略）

（3）放射線防護に係る対処

ERCチーム住民安全班は、ERCチーム実動対処班に配車計画と併せて、必要に応じて規制庁、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等から派遣された専門家の助言を踏まえ、緊急輸送における放射線防護上必要な情報提供を行う。

現地実動対処班は、地域防災計画等に基づき関係地方公共団体が輸送の中継ポイントを開設することを支援するとともに、国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する際に提供した現地及び輸送経路上における放射線防護上必要な情報に変更が生じた場合は、当該ポイントに集結したバス等の乗務員に対し、安全な

輸送経路と所要時間の見込みについて具体的に伝達し、放射線防護上必要な情報と資機材の提供を行う。

現地住民安全班及び医療班は、避難輸送に使用したバス車両、従事した運転者、乗車した避難住民等が避難指示の対象区域から外部に移動する際には、必要に応じ、中継ポイント等において地方公共団体が行う避難退域時検査、証明書発行及び避難退域時検査結果に応じた必要な除染の支援を行う。

(略)

(4) バス等の円滑な運航にかかる支援等

ERCチーム実動対処班及び現地実動対処班は、必要に応じ、都道府県警察による警察車両等の先導を依頼する。

複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、ERCチーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び運転者に伝達する。(略)

1.7 被ばく医療活動 <医療班>

被ばく医療活動に当たって、原災本部は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チーム等を現地に派遣するとともに、医療活動を実施するよう指示する。

また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用

官邸チーム医療班は、官邸チーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医者・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、原災本部長及び委員会委員長に上申し、指示内容を決定する。

具体的にはPAZ内の地方公共団体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

輸送経路と所要時間の見込みについて具体的に伝達し、放射線防護上必要な情報と資機材の提供を行う。

現地住民安全班及び医療班は、避難輸送に使用した車両、従事した乗務員、乗車した避難住民等が避難指示の対象区域から外部に移動する際には、必要に応じ、中継ポイント等において地方公共団体が行う避難退域時検査、証明書発行及び避難退域時検査結果に応じた必要な除染の支援を行う。

(略)

(4) バス等の円滑な運航にかかる支援等

ERCチーム実動対処班及び現地実動対処班は、必要に応じ、都道府県警察による警察車両等の先導を依頼する。

複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、ERCチーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び乗務員に伝達する。(略)

1.8 原子力災害医療活動 <医療班>

(削除 (注：新「1.5」に記載箇所変更))

UPZ内の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に
応じて、避難及び一時移転と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班経由で、関
係地方公共団体の長に対し、必要に応じて、安定ヨウ素剤を服用すべき時機、
服用の方法、医師・薬剤師の確保等について指示内容を伝達する。(様式-5)。

関係市町村長は、上記指示に従い、又は独自の判断により、服用対象の避難者
等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、
医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

また、官邸チーム医療班は、官邸チーム広報班を通じ、プレスへ指示内容の伝
達を要請する。

(2) 被ばく医療における緊急・救護活動

① 被ばく医療に係る医療チーム等の派遣等 (施設敷地緊急事態の通報を受けた
段階から準備)

原子力事業所の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は全面緊急事態に
該当し、住民の避難等を実施する可能性が高い場合、地方公共団体は、必要に応
じて、現地医療班及び各地域において被ばく医療の拠点となる医療機関に対し
て、被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。

この時、現地医療班は、ERCチーム医療班に要請を伝え、ERCチーム医療
班(原災本部設置前においては、規制庁が、文部科学省及び厚生労働省と協力し
て)は、直ちに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立
病院機構、国立大学病院及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、被ばく医
療に係る医療チームを編成し、現地に派遣する。また、要請を受けた拠点となる
被ばく医療機関も、被ばく医療に係る医療チームを編成して、必要に応じて、現
地に派遣する。

なお、拠点となる被ばく医療機関は、被ばく医療に係る医療チームを派遣した
際には、その旨を現地医療班に報告する。

(1) 原子力災害医療における緊急・救護活動

①原子力災害医療派遣チーム等の派遣調整等(施設敷地緊急事態の通報を受けた
段階から準備)

被災道府県は、原子力事業所の事故等により非被災道府県からの原子力災害医
療に係る活動の支援が必要であると判断した場合、被災道府県を担当する原子力
災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依
頼し、選定された原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関を管轄する非被
災道府県に対して原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

また、被災道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣要請がない場合であ
っても、緊急の必要があると認めるときは、ERCチーム医療班等が非被災道府
県に対して、被災道府県への原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

なお、原子力災害医療・総合支援センターは、選定した原子力災害医療派遣チ
ームの情報をERCチーム医療班に伝達する。

原子力災害医療派遣チームは、被災道府県が設置する災害対策本部に配置され
た原子力災害医療調整官の指示する派遣先において医療活動等を行う。

ERCチーム医療班又は被災道府県等は、被ばく医療に関する支援が必要と判
断した場合には、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援セ

現地医療班は、必要に応じて、ERCチーム医療班に被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整の必要があることを連絡し、連絡を受けたERCチーム医療班は、地方公共団体や関係機関等と被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整を行う。

また、道府県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力要請について助言する。

なお、被ばく医療に係る医療チームは、国、地方公共団体、拠点となる被ばく医療機関等の各機関間の円滑な情報交換や連携の調整を行う者（以下「医療総括責任者」という。）を含む現地医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。

② 放射線管理等の要員等派遣要請

現地医療班は、避難退域時検査及び簡易除染又は医療機関等における放射線管理・除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、ERCチーム医療班へ報告し、ERCチーム医療班は、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の要員等の派遣を要請する。

③ 輸送支援要請

(i) 専門家、支援者、被ばく医療に係る医療チーム等の輸送

上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、ERCチーム医療班と連絡し、ERCチーム医療班よりERCチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

また、上記①、②の派遣に当たって、ERCチーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、必要に応じて、ERCチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、ERCチーム実動対処班と連携するなどして、緊急輸送関係省庁に輸送支援を依頼する。

ンターに被ばく医療に関する専門家の派遣を要請する。または、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に緊急被ばく医療支援チーム（REMAT）の派遣を要請する。

② 放射線管理等の支援要員等派遣要請

現地医療班は、避難退域時検査及び簡易除染又は医療機関等における放射線管理・除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、ERCチーム医療班へ報告し、ERCチーム医療班は、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の支援要員等の派遣を要請する。

③ 輸送支援要請

(i) 原子力災害医療派遣チーム、専門家、支援要員等の輸送

上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、ERCチーム医療班を通じてERCチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

また、上記①、②の派遣に当たって、ERCチーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、ERCチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

なお、緊急輸送支援の要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、ERCチーム実動対処班と連携するなどして、緊急輸送関係省庁に輸送支援を依頼する。

(ii) 被ばく傷病者等の搬送

(ii) 被ばく患者等の搬送

道府県災害対策本部(医療グループ)又は原子力事業者等から被ばく患者等の拠点となる被ばく医療機関等への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく患者等の搬送先の調整を担う医療総括責任者を中心として対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地実動対処班は緊急輸送関係省庁に輸送支援要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。

その際、現地医療班は、被ばく患者等に関する情報(容態、推定被ばく線量、人数等)を受入先医療機関に連絡する。

なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R Cチーム実動対処班と連携して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を要請する。

④緊急被ばく医療に関する指導・助言

現地医療班は、道府県災害対策本部(医療グループ)、原子力事業者や医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な指導・助言を行う。

⑤避難住民等の被ばく状況の把握
(略)

(3) 避難退域時検査及び簡易除染

現地医療班は、都道府県に対し、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの間のいずれかの場所において、O I L 1に基づく避難又はO I L 2に基づく一時移転の指示を受けた住民が、O I L 4に基づく除染を行う判断基準以下であることを確認するための避難退域時検査、及び当該判断基準を超えた場合の簡易除染を行うよう指示する。

(4) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

道府県災害対策本部又は原子力事業者等から原子力災害拠点病院等の医療機関への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく傷病者等の搬送先の調整を担う原子力災害医療調整官を中心として対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地実動対処班は緊急輸送関係省庁に緊急輸送支援の要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。

その際、現地医療班は、被ばく傷病者等に関する情報(容態、推定被ばく線量、人数等)を受入先医療機関に連絡する。

なお、緊急輸送支援の要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R Cチーム実動対処班と連携して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を要請する。

④原子力災害医療に関する助言等

現地医療班は、道府県災害対策本部、原子力事業者等から原子力災害医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な助言等を行う。

⑤ 避難住民等の被ばく状況の把握
(略)

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

現地医療班は、道府県災害対策本部に対し、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの間のいずれかの場所において、O I L 1に基づく避難又はO I L 2に基づく一時移転の指示を受けた住民が、O I L 4に基づく除染を行う判断基準以下であることを確認するための避難退域時検査、及び当該判断基準を超えた場合の簡易除染を行うよう原子力災害対策本部長の指示を伝達する。

(3) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施等を原子力事業者に指導する。

また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内の緊急被ばく医療を行うことが困難である場合に、被ばく患者の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。

1.8 健康調査・管理 <医療班>

(環境省、規制庁、厚生労働省)

(1) 原子力被災者等の被ばく線量の把握

(略)

② 現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。

③ 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体等は、緊急時における甲状腺簡易測定、ホールボディカウンタによる内部被ばく線量測定、及び外部被ばく線量の推計等のための行動調査を行う。

(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

(略)

(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等

(略)

1.9 警戒区域等への一時立入り等<住民支援班>

(略)

2.0 緊急物資の調達・供給等

現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施等を原子力事業者に指導する。

また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内での対応が困難である場合に、被ばく傷病者等の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。

1.9 健康調査・管理 <医療班>

(環境省、規制庁、厚生労働省)

(1) 原子力被災者等の被ばく線量の把握

(略)

② 現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。

③ 関係指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体等は、緊急時における甲状腺簡易測定、ホールボディカウンタによる内部被ばく線量測定、及び外部被ばく線量の推計等のための行動調査を行う。

(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

(略)

(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等

(略)

2.0 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>

(略)

2.1 緊急物資の調達・供給等

<実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>
(略)

2.1 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>
(略)

(2) O I Lに基づく飲食物の出荷制限・摂取制限

①検査計画等のガイドラインの策定及び公表

原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(以下「検査計画等のガイドライン」という。))」を取りまとめ、公表する。

②・③ (略)

2.2 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>
(環境省等)

【フェーズ2以降】

(1) 基本的な考え方

(略)

(2) 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(略)

(3) 汚染物対策

放射性物質の大量放出が確認された段階で、E R C放射線班又は支援チーム放射線班は、屋外にあり被ばくのおそれのある原材料等の産業利用に関して、関係省庁に対して注意喚起を行うものとする。

<実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>
(略)

2.2 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>
(略)

(2) O I Lに基づく飲食物の出荷制限・摂取制限

①検査計画等のガイドラインの策定及び公表

原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(以下「検査計画等のガイドライン」という。))」を取りまとめ、公表する。また、原災本部は、緊急時モニタリングの状況、検査結果等に従い、必要に応じ、検査計画等のガイドラインを改訂し、対象地域、品目、出荷制限等の設定・解除の条件等を変更する。

②・③ (略)

2.3 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>
(環境省等)

【フェーズ2以降】

(1) 基本的な考え方

(略)

(2) 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(略)

(3) 汚染物対策

放射性物質の大量放出が確認された段階で、E R C チーム放射線班又は支援チーム放射線班は、屋外にあり被ばくのおそれのある原材料等の産業利用に関して、関係省庁に対して注意喚起を行うものとする。

2.3 経済・産業等への対応等

(略)

2.4 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>

・原子力被災者の避難所生活の長期化を回避し、住環境を改善する必要がある場合には、原子力事業者によって、原災本部及び現地本部は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）などによる対応について、被災地方公共団体と緊密に連携を図るものとする。

・原災本部及び現地本部は、被災地方公共団体が原子力事業者によって実施する避難・受入れ先等の確保への取組を支援する。

2.5 広報・情報発信活動<広報班、国際班、要望対応・広報企画班>（規制庁等）

【フェーズ1】

(1) 情報発信体制

(略)

オフサイトセンターでの情報発信は、現地本部長、現地本部事務局長又は現地本部事務局次長（広報官）（現地に到着していない場合は、現地広報班長）等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

①官邸チーム広報班

(略)

②ERCチーム広報班

(略)

③ERCチーム国際班

(略)

2.4 経済・産業等への対応等

(略)

2.5 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>

・原子力被災者の避難所生活の長期化を回避し、住環境を改善する必要がある場合には、原子力事業者によって、原災本部及び原災現地本部は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）などによる対応について、被災地方公共団体と緊密に連携を図るものとする。

・原災本部及び原災現地本部は、被災地方公共団体が原子力事業者によって実施する避難・受入れ先等の確保への取組を支援する。

2.6 広報・情報発信活動<広報班、国際班、要望対応・広報企画班>（規制庁等）

【フェーズ1】

(1) 情報発信体制

(略)

オフサイトセンターでの情報発信は、原災現地本部長、原災現地本部事務局長又は原災現地本部事務局次長（広報官）（現地に到着していない場合は、現地広報班長）等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

①官邸チーム広報班

(略)

②ERCチーム広報班

(略)

③ERCチーム国際班

(略)

<p>④ E R C チーム総括班 (略)</p> <p>⑤ 現地広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E R C チーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、現地本部長、現地本部事務局長又は現地本部事務局次長（広報官）等が必要に応じて記者会見を行う。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係地方公共団体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見の情報や現地本部から発表される情報を含む状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 <p>(略)</p> <p>⑥ 原子力施設事態即応センター (略)</p> <p>⑦ その他省庁 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省は必要に応じ、在京外交団等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本朴政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 ・ 気象庁は、I A E A 等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸チーム広報班及び E R C 国際担当に通知した上で適切に公表するものとする。 <p>(略)</p> <p>【フェーズ 2】 (略)</p> <p>【事後対策】 (略)</p> <p>2.6 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班></p> <p>【フェーズ 1、フェーズ 2、事後対策共通】</p>	<p>④ E R C チーム総括班 (略)</p> <p>⑤ 現地広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E R C チーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、<u>原災</u>現地本部長、<u>原災</u>現地本部事務局長又は<u>原災</u>現地本部事務局次長（広報官）等が必要に応じて記者会見を行う。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係地方公共団体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見の情報や<u>原災</u>現地本部から発表される情報を含む状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 <p>(略)</p> <p>⑥ 原子力施設事態即応センター (略)</p> <p>⑦ その他省庁 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省は必要に応じ、在京外交団等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本朴政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 ・ 気象庁は、I A E A 等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸チーム広報班及び E R C チーム国際班に通知した上で適切に公表するものとする。 <p>(略)</p> <p>【フェーズ 2】 (略)</p> <p>【事後対策】 (略)</p> <p>2.7 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班></p> <p>【フェーズ 1、フェーズ 2、事後対策共通】</p>
--	--

(1)・(2) (略)

(3) 受入計画の作成・提出等

オンサイトに関わる支援についてERCチームプラント班が、オフサイトに関わる支援についてERCチーム実動対処班が、又は、モニタリング実施に関わる支援についてERCチーム放射線班が、支援の受入れを決定した場合、当該班はその決定について速やかに支援を受け入れることとなる関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者又は緊急時モニタリングセンター等に連絡するとともに、当該関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者又は緊急時モニタリングセンター等に対し、海外等からの支援の受入れに関し、支援の内容、受入れ日時及び輸送手段の確保等に関する計画の作成・提出を求める。ERCチームプラント班、ERCチーム実動対処班又はERCチーム放射線班は、提出された受入計画の内容を確認し、ERCチーム国際班に連絡する。

(4) 受入れの調整

ERCチーム国際班は、受入計画を踏まえ、支援の申入れへの回答を英語で作成し、外務省及び海外からの支援の申入れを受けた省庁に上記回答を送付する。外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁は作成された回答の内容を、支援を申入れた国・国際機関等に連絡するものとする。その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、受入計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

なお、ERCチームプラント班、ERCチーム実動対処班又はERCチーム放射線班は、支援を受け入れないと決定した場合、その理由を添えてERCチーム国際班に連絡するとともに、関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者又は緊急時モニタリングセンター等に連絡する。ERCチーム国際班は、外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁に対し、受け入れない旨とその理由を連絡する。(略)

2.7 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 受入計画の作成・提出等

オンサイトに関わる支援についてERCチームプラント班が、オフサイトに関わる支援についてERCチーム実動対処班が、又は、モニタリング実施に関わる支援についてERCチーム放射線班が、支援の受入れを決定した場合、当該班はその決定について速やかに支援を受け入れることとなる関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に連絡するとともに、当該関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に対し、海外等からの支援の受入れに関し、支援の内容、受入れ日時及び輸送手段の確保等に関する計画の作成・提出を求める。ERCチームプラント班、ERCチーム実動対処班又はERCチーム放射線班は、提出された受入計画の内容を確認し、ERCチーム国際班に連絡する。

(4) 受入れの調整

ERCチーム国際班は、受入計画を踏まえ、支援の申入れへの回答を英語で作成し、外務省及び海外からの支援の申入れを受けた省庁に上記回答を送付する。外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁は作成された回答の内容を、支援を申入れた国・国際機関等に連絡するものとする。その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、受入計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

なお、ERCチームプラント班、ERCチーム実動対処班又はERCチーム放射線班は、支援を受け入れないと決定した場合、その理由を添えてERCチーム国際班に連絡するとともに、関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に連絡する。ERCチーム国際班は、外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁に対し、受け入れない旨とその理由を連絡する。(略)

2.8 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

(略)

第3節 体制の変更

1 全面緊急事態が解消した場合

(1) (略)

(2) 原災本部及び現地本部の存置

原子力災害事後対策を実施するため、必要に応じて原災本部及び現地本部を存置する(原災法第16条)。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする。

第2編 事後対策業務

第1章 事後対策業務

第1節 組織

1 中央

(略)

(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様>

(略)

①原災本部事務局

(略)

②関係局長等会議<フェーズ2と同様>

③関係省庁事後対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成員は、以下を基準とする。

(略)

防衛省統合幕僚監部参事官

※各省庁は、連絡会議の検討事項に応じて、必要に応じ、構成員以外の者に補佐をさせることができる。

④モニタリング調整会議<フェーズ2と同様>

第3節 体制の変更

1 全面緊急事態が解消した場合

(1) (略)

(2) 原災本部及び原災現地本部の存置

原子力災害事後対策を実施するため、必要に応じて原災本部及び原災現地本部を存置する(原災法第16条)。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする。

第2編 事後対策業務

第1章 事後対策業務

第1節 組織

1 中央

(略)

(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様>

(略)

①原災本部事務局

(略)

②関係局長等会議<フェーズ2と同様>

③関係省庁事後対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成員は、以下を基準とする。²³

(略)

防衛省統合幕僚監部参事官

④モニタリング調整会議<フェーズ2と同様>

(脚注) _____

²³ 各省庁は、連絡会議の検討事項に応じて、必要に応じ、構成員以外の者に補

<p>2 現地 (略)</p> <p>第2節 事後対策業務 (略)</p> <p>第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員 第1章 機能班別業務 1 各拠点別の基本的な役割 (1) (略) (2) 原災本部事務局ERCチームの役割 ・オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理、情報面から官邸チームのサポート ・官邸チームで判断を行うための指示等の案及び関係資料作成 ・原災本部で決定した方針の確実な現地本部事務局への伝達 (3) 現地本部事務局の役割 ・原災本部で決定した方針の確実な地方公共団体等への伝達 ・地方公共団体の意見の原災本部への伝達 (4) 原子力施設事態即応センターの役割 ・原子力事業所における事態収束のための原子力事業者等との調整 ・<u>原子炉等規制法等に基づく原子力事業者への指示の伝達</u> ・<u>オンサイト情報の集約・整理、官邸チームとの各種調整</u></p>	<p><u>佐をさせることができる。</u></p> <hr/> <p>2 現地 (略)</p> <p>第2節 事後対策業務 (略)</p> <p>第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員 第1章 機能班別業務 1 各拠点別の基本的な役割 (1) (略) (2) 原災本部事務局ERCチームの役割 ・オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理、情報面から官邸チームのサポート ・官邸チームで判断を行うための指示等の案及び関係資料作成 ・原災本部で決定した方針の確実な<u>原災</u>現地本部事務局への伝達 (3) <u>原災</u>現地本部事務局の役割 ・原災本部で決定した方針の確実な地方公共団体等への伝達 ・地方公共団体の意見の原災本部への伝達 (4) 原子力施設事態即応センターの役割 ・原子力事業所における事態収束のための原子力事業者等との調整 ・<u>原災本部長が発出する指示、原子炉等規制法等に基づく原子力事業者への命令の伝達及び徹底</u> ・<u>原子力事業者の事故対策状況等に関する情報の集約・整理、ERCチームプラント班等への報告及び各種調整</u> ・<u>原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援についての原子力事業者に対する助言及びERCチームプラント班への進言</u></p>
---	--